

第1条～第8条 [略]

第1条～第8条 [略]

(協議会に設置する機関)

第9条 協議会に、以下の機関を置く。

- (1) 企画・運営会議
- (2) 部会
- (3) ワーキンググループ
- (4) 事務局

(協議会に設置する機関)

第9条 協議会に、以下の機関を置く。

- (1) 合意形成・普及拡大会議
- (2) 部会
- (3) ワーキンググループ
- (4) 事務局

(企画・運営会議)

第10条 協議会の円滑な運営のため、協議会に企画・運営会議を置く。

- 2 企画・運営会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 企画・運営会議の議長は、会長が務める。
- 4 企画・運営会議は、協議会構成員並びに各ワーキンググループの代表者及び茅野市デジタル田園健康特区アーキテクト（以下「会議構成員等」という。）により構成する。
- 5 企画・運営会議は、必要に応じてアドバイザーから助言を求めるものとする。
- 6 企画・運営会議は、次の事項について決定する。
 - (1) 協議会規約の変更に関する事
 - (2) 事業の企画に関する事
 - (3) 事業の運営及び改善に関する事
 - (4) 事業の報告に関する事
 - (5) 協議会の運営に関する事
 - (6) 部会及びワーキンググループの設置及び廃止に関する事
 - (7) その他、事業の企画及び協議会の円滑な運営にあたり必要な事項

(合意形成・普及拡大会議)

第10条 協議会の円滑な運営のため、協議会に合意形成・普及拡大会議を置く。

- 2 合意形成・普及拡大会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 合意形成・普及拡大会議の議長は、会長が務める。
- 4 合意形成・普及拡大会議は、協議会構成員並びに各ワーキンググループの代表者及び茅野市デジタル田園健康特区アーキテクト（以下「会議構成員等」という。）により構成する。
- 5 合意形成・普及拡大会議は、必要に応じてアドバイザーから助言を求めるものとする。
- 6 合意形成・普及拡大会議は、次の事項について決定する。
 - (1) 協議会規約の変更に関する事
 - (2) 事業の企画に関する事
 - (3) 事業の運営及び改善に関する事
 - (4) 事業の報告に関する事
 - (5) 協議会の運営に関する事
 - (6) 部会及びワーキンググループの設置及び廃止に関する事
 - (7) その他、事業の企画及び協議会の円滑な運営にあたり必要な事項

新旧対照表

7 企画・運営会議は、前項第2号から第4号について決定する際は、あらかじめ茅野市DX外部評価委員会の意見を聴かなければならない。

8 [略]

9 企画・運営会議における議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

10 会長が企画・運営会議を招集する暇がないと認める場合は、会議構成員等に持ち回りで承認を得ることにより、企画・運営会議の決定に代えることができる。

(部会)

第11条 協議会の運営及び事業を専門的かつ効率的に推進するため、必要に応じて企画・運営会議の下に部会を置くことができる。

2 前項の規定により企画・運営会議が設置した部会の長、委員その他必要な事項は、企画・運営会議においてこれを定める。

3 部会がその目的を達成した際は、企画・運営会議の決定により、部会を廃止することができる。

(ワーキンググループの設置及び廃止)

第12条 企画・運営会議において決定された事項を機動的かつ専門的に検討及び実施するため、協議会にワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。

2 前項の規定によりWGを設置する場合、WGを構成する者(以下、「WG構成員」という。)及び活動内容、設置期間、その他WGの設置に関し必要な事項は、企画・運営会議の協議を経て、会長がこれを定める。

3項～6項 [略]

7 合意形成・普及拡大会議は、前項第2号から第4号について決定する際は、あらかじめ茅野市DX外部評価委員会の意見を聴かなければならない。

8 [略]

9 合意形成・普及拡大会議における議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

10 会長が合意形成・普及拡大会議を招集する暇がないと認める場合は、会議構成員等に持ち回りで承認を得ることにより、合意形成・普及拡大会議の決定に代えることができる。

(部会)

第11条 協議会の運営及び事業を専門的かつ効率的に推進するため、必要に応じて合意形成・普及拡大会議の下に部会を置くことができる。

2 前項の規定により合意形成・普及拡大会議が設置した部会の長、委員その他必要な事項は、合意形成・普及拡大会議においてこれを定める。

3 部会がその目的を達成した際は、合意形成・普及拡大会議の決定により、部会を廃止することができる。

(ワーキンググループの設置及び廃止)

第12条 合意形成・普及拡大会議において決定された事項を機動的かつ専門的に検討及び実施するため、協議会にワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。

2 前項の規定によりWGを設置する場合、WGを構成する者(以下、「WG構成員」という。)及び活動内容、設置期間、その他WGの設置に関し必要な事項は、合意形成・普及拡大会議の協議を経て、会長がこれを定める。

3項～6項 [略]